

(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
環境影響評価方法書に係る補足資料

令和8年2月24日

ENEOS Power株式会社

目次

0-1[事業内容] CO2 排出量の増大に対する緩和の見通しについて	1
1-1[大気質] 船舶由来の二酸化硫黄について ※次回の審査会にて説明いたします	
12-1[土壌] 高濃度の汚染土壌の取扱いについて.....	2
環境影響評価選定項目への「土壌汚染」の追加について.....	5

0-1[事業内容] CO2 排出量の増大に対する緩和の見通しについて

【質問】

トランジションの手段としての位置づけだが、新たに CO2 排出量が増大することに対して、今後どう緩和する見通しなのか示してほしい。

【回答】

脱炭素化に向けた天然ガスと水素の混焼発電や CCS 等の採用について、水素や CCS 等の技術進展や経済性を踏まえて時期や内容について検討し、見通しを準備書以降の図書に記載いたします。

12-1[土壌] 高濃度の汚染土壌の取扱いについて

【質問】

土壌汚染対策法に基づく区域指定の情報によると、調査データが無いことにより「みなしによる区域指定」という説明であった。

高濃度の土壌汚染である可能性も想定されるため、周囲への汚染拡散や水域の汚染などが懸念されるので、その取扱いについて具体的に説明してほしい。

【回答】

川崎市の形質変更時要届出区域台帳より、現在の対象事業実施区域内の形質変更時要届出区域の指定状況が以下のとおりであることを確認しました。

①試料分析の結果により指定された形質変更時要届出区域

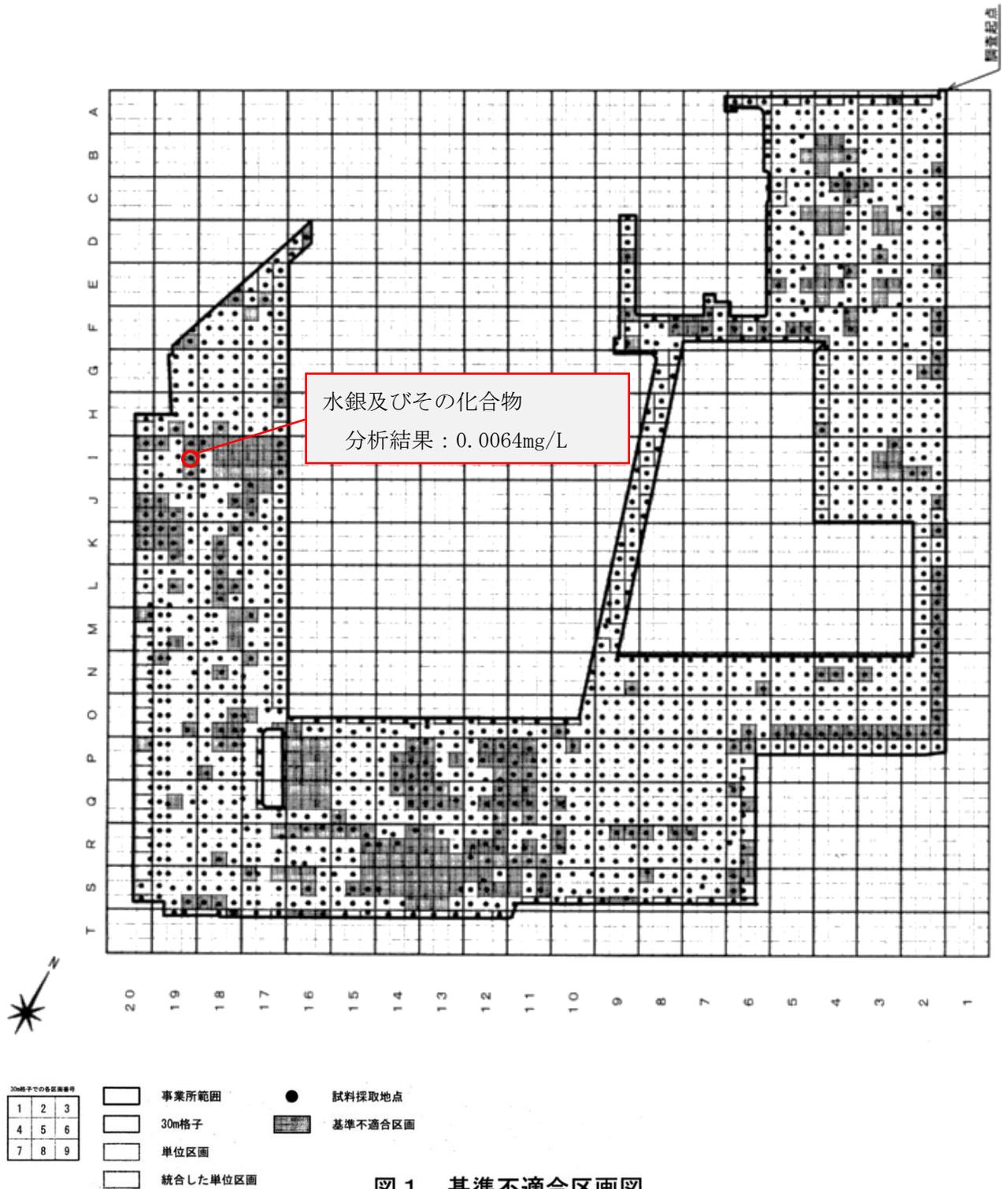
1区画のみ、水銀及びその化合物の溶出量(0.0064 mg/L)が第二溶出量基準(0.005 mg/L以下)に適合していない(当該区画は、海域から約300m離れた位置)

②試料採取を省略したことにより指定された形質変更時要届出区域

調査が必要な物質のうち、第一種特定有害物質については第二溶出量基準不適合として、第二種特定有害物質については、第二溶出量基準および含有量基準不適合として取り扱う

本事業の工事にあたっては、土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況に応じて、着工前に「形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更届出書」(土対法第12条)および(施工方法に応じて)「汚染土壌の区域外搬出届出書」(土対法第16条)を提出することとなります。これらの届出書において、施工方法、飛散防止対策、運搬方法等を示し、環境省令の基準への適合性について川崎市の確認を受けた上で、周囲への汚染拡散や水域の汚染などがないよう適切に工事を実施いたします。

川崎市の形質変更時要届出区域台帳より抜粋
(指-65号)



(指-68号)

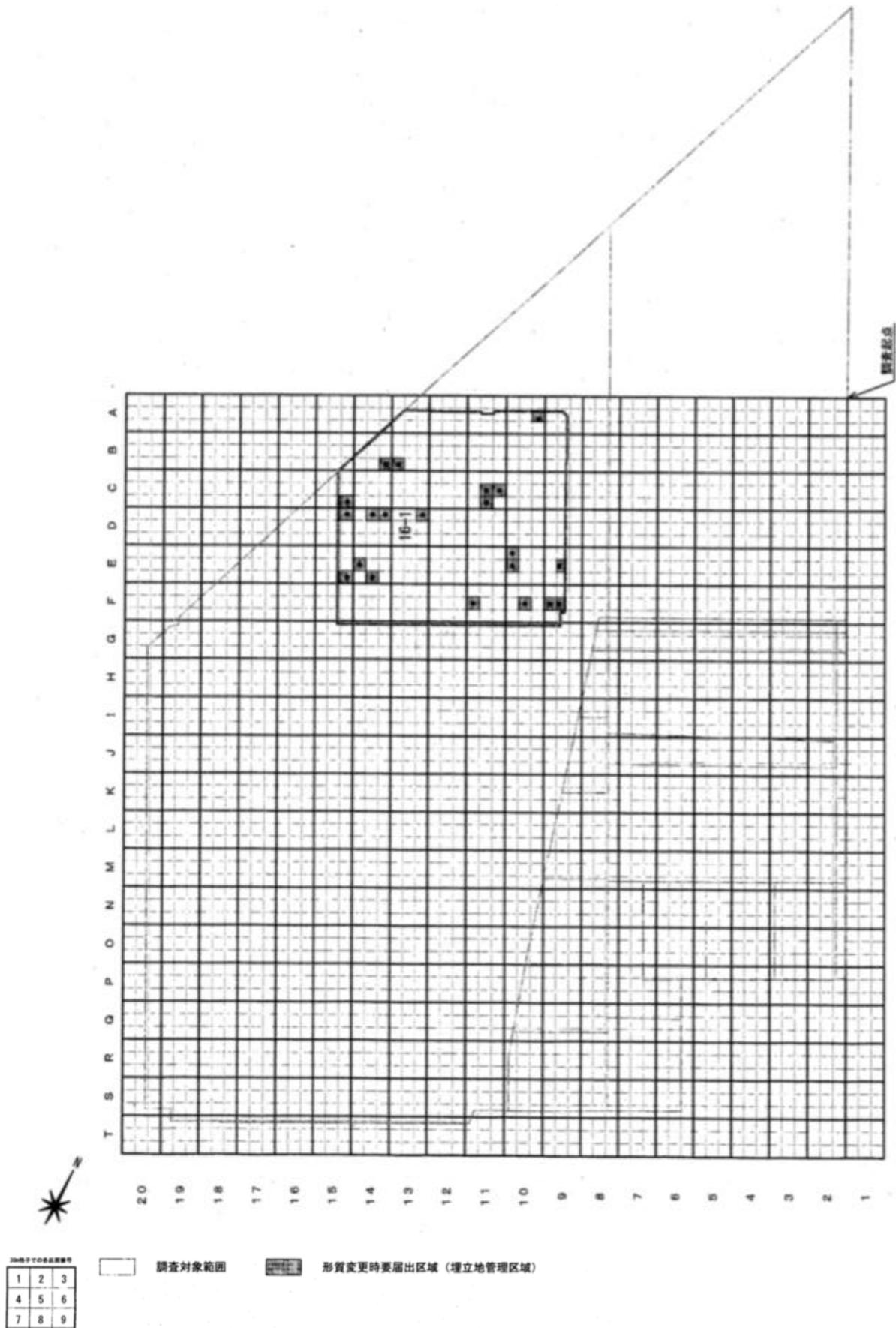


图 1 基準不適合区画図

環境影響評価選定項目への「土壌汚染」の追加について

1月27日の審査会において口頭にて説明いたしました、方法書の届出以降に再考し、環境影響評価の項目として「土壌汚染」を追加して選定することについて、その経緯等を説明いたします。

「土壌汚染」の項目については、本事業では工事中および運転開始後に土壌汚染の原因となる物質は使用しないことから、環境影響評価法に基づく方法書においては評価項目に選定しないものの、川崎市環境影響評価等技術指針を踏まえ、川崎市環境影響評価に関する条例に基づく法対象条例方法書において評価項目に選定しておりました。

他方で、対象事業実施区域の一部が形質変更時要届出区域に指定されていることから、工事の際は、工事を行う範囲における土壌汚染の状況を確認した上で、土壌汚染対策法等に基づき対策を実施いたします。

この事業特性を踏まえ、「土壌汚染」の項目を環境影響評価法に基づく評価の項目に選定することに整理し直し、準備書以降の図書に反映することといたしました。「環境影響評価の項目の選定（第6.1-2表）」および「環境影響評価の項目として選定する理由（第6.1-3表）」の修正記載案、ならびに「調査、予測及び評価の手法（第6.2-3表）」への追加記載案は以下のとおりです。なお、表番号は準備書以降の図書作成時に再考いたします。

第 6.1-2 表 環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用							
				工事用資材等の搬出入	建設機械の稼働	造成等の施工による一時的な影響	施設の稼働				資材等の搬出入	廃棄物の発生		
							排ガス	排水	温排水	機械等の稼働				
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物											
			窒素酸化物	○	○			○				○		
			浮遊粒子状物質	○	○								○	
			石炭粉じん 粉じん等											
		騒音	騒音	○	○							○	○	
		振動	振動	○	○							○	○	
	水環境	水質	水の汚れ							○				
			富栄養化							○				
			水の濁り		○	○								
			水温											
	その他の環境	底質	有害物質		○									
			その他	流向及び流速										
			地形及び地質	重要な地形及び地質										
	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○	○							
			海域に生息する動物		○									
植物		重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○	○								
		海域に生育する植物		○										
生態系	地域を特徴づける生態系													
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○								
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○									○		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○								○	
		残土			○									
	温室効果ガス等	二酸化炭素					○							

注：1. 「○」は、環境影響評価項目として選定する項目を示す。
 2. ■は、「発電所アセス省令」第21条第1項第2号に定める「火力発電所（地熱を利用するものを除く。）別表第2」に掲げられる「参考項目」を示す。

注：方法書から修正、追記する箇所は赤字で示しています。

第 6.1-3 表(2) 環境影響評価の項目として選定する理由

項 目			環境影響評価の項目として選定する理由		
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気環境	騒音	騒音	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械の稼働に伴い騒音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両等が増加すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。	
	振動	振動	工所用資材等の搬出入	工所用資材等の搬出入に伴う輸送車両が走行すること、主要な輸送経路の沿道には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			建設機械の稼働	建設機械の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			施設の稼働 (機械等の稼働)	機械等の稼働に伴い振動が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。	
			資材等の搬出入	発電用の燃料はパイプラインで供給されることから、供用時の資材等の搬出入に伴う輸送車両は少ないが、定期点検時には一時的に輸送車両が増加すること、主要な輸送経路には民家等が存在することから、項目として選定する。	
	その他	低周波音	施設の稼働 (機械等の稼働)	機械(冷却塔、排熱回収ボイラ)等の稼働に伴い低周波音が発生すること、対象事業実施区域の周辺には民家等が存在することから、項目として選定する。	
		冷却塔白煙	施設の稼働 (機械等の稼働)	復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、気象条件によって白煙が発生するため、項目として選定する。	
	水環境	水質	水の汚れ	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
			富栄養化	施設の稼働 (排水)	施設の稼働に伴い一般排水を海域に排出することから、項目として選定する。
水の濁り			建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。	
		造成等の施工による一時的な影響	大規模な土地造成の工事は行われませんが、工事排水及び雨水排水による影響が想定されるため、項目として選定する。		
底質	有害物質	建設機械の稼働	浚渫工事を行う可能性があることから、項目として選定する。		
その他の環境	土壌	土壌汚染	造成等の施工による一時的な影響	対象事業実施区域の一部が土壌汚染対策法に定める区域に指定されており、建設工事に伴い掘削工事を行うことから、項目として選定する。	

注：方法書から修正、追記する箇所は赤字で示しています。

第 6.2-3 表 調査、予測及び評価の手法（土壌汚染）

環境影響評価の項目			調査、予測及び評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分		
その他の環境	土壌汚染	造成等の施工による一時的な影響	1. 調査すべき情報 (1) 土壌の汚染の状況
			2. 調査の基本的な手法 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 「川崎市告示」（川崎市）等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を行う。
			3. 調査地域 対象事業実施区域内とする。
			4. 調査地点 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 対象事業実施区域のうち、土地改変を行う区域とする。
			5. 調査期間等 (1) 土壌の汚染の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
			6. 予測の基本的な手法 環境の保全のために講じようとする対策を踏まえ、汚染土壌の掘削、移動又は保管方法を把握し、土壌汚染による影響の程度の予測を行う。
			7. 予測地域 「3. 調査地域」と同じとする。
			8. 予測対象時期等 工事期間の内、土壌汚染による影響が大きくなると想定される掘削等の土木工事の時期とする。
			9. 評価の手法 調査及び予測の結果に基づいて、以下の方法により評価を行う。 ・土壌汚染に係る環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているかを検討する。 ・「土壌汚染対策法」、「地域環境管理計画」との整合が取れているかを検討する。

注：方法書から修正、追記する箇所は赤文字で示しています。